

# NPO法人 介護サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



**目的** 介護が必要な人にとって、安心して介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは、知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のためにネットワークをひろげ、もって要介護者と介護者の人権擁護（尊重）、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

## ● 2007 年度第 2 回理事会報告

2007 年度第 2 回理事会が 2007 年 7 月 12 日（木）、11 時 30 分から介護ネットみやぎ事務所において理事 8 人監事 2 人の出席で開催されました。

「情報の公表」調査事業に関して 2007 年度の、第 1 回公表調査事業推進委員会・公表調査実務向上検討委員会・第 1 回調査員研修会・公表センターと 5 調査機関の打合わせ会の各会議について、「情報の公表」調査員の交通費支給基準（改訂）、「情報の公表」事業所アンケートまとめについての報告の後、「2007 年度第 2 回実務担当者会議」、「2007 年度第三者委員研修・情報交流会について」が報告されました。

6 月 25 日付け「宮城県福祉サービス第三者評価事業に係る評価機関募集について」のお知らせを受けて、「介護ネットみやぎ第三者評価事業検討委員会のメンバー（案）について」を審議し、委員 7 人、事務局 3 人が承認されました。

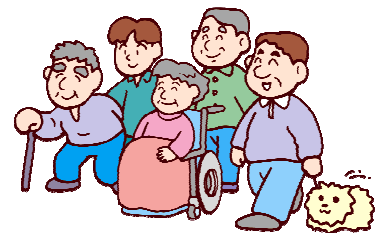
## ● 2007 年度第 2 回実務担当者会議報告

2007 年度第 2 回実務担当者会議が 2007 年 6 月 21 日（木）、フォレスト仙台 5 F 5 0 1 号室にて開催されました。13 時から 14 時 35 分までは実務担当者第 2 回拡大学習会（詳細は P 2 参照）で参加者 2 5 人、会議は 14 時 40 分から 16 時 15 分まで出席者 1 9 人でした。

「2007 年度第 1 回理事会報告」「情報の公表訪問調査経過」「第三者委員共同委嘱」などの説明のあと、情報交流をしました。地域包括支援センターごとに、予防介護のとらえ方が違うことや、訪問介護サービスをケアプランに位置づける時、利用者の状態などを細かく記録することが求められているという現状報告がありました。

## NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

事務局 〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 3F  
TEL 022-276-5202 ・ FAX 022-276-5205



**介護ネットみやぎ参加団体** 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・全国労働者共済生活協同組合連合会宮城県本部・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぷ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・協同組合日専連仙台・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城民医連事業協同組合

## ● 2007 年度 NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ総会開催

2007 年度介護ネットみやぎ総会が 7 月 12 日(木)フォレスト仙台に於いて開催されました。会員 36 人全員(実出席 22 人)が出席、提案された第 1 号議案から第 5 号議案までを満場一致で原案通り可決しました。

### (1)2006 年度事業報告から

- ① 介護ネットみやぎの会員は、法人会員 21・個人会員 15 です。
- ② 介護サービス事業所の資質向上のための研修会 2 回、実務担当者会議での研修・学習会を 5 回、計 7 回の開催でのべ 218 人が参加しました。
- ③ 介護サービスに関する苦情解決の第三者委員 5 人に 14 法人 154 事業所が共同委嘱を行いました。第三者委員苦情受付相談の窓口を一本化し、ケアマネジャーが利用者相談の担当をしました。相談実績は 1 件でした。



- ④ 「介護サービス情報の公表」宮城県指定調査機関として訪問調査事業を実施しました。

訪問調査事業所数は 439、「情報の公表」調査員 41 人、調査員の資質向上のために 11 回研修会を開催しました。「情報の公表」調査事業推進委員会を 3 回開催しました。宮城県保健福祉部長寿社会政策課に『「介護サービス情報の公表」について事業者からの意見要望』のまとめを提出し、今後の対応について前向きな回答をいただきました。

- ⑤ 「介護保険制度改正に伴う事態への対応についての要望書」を国・宮城県・仙台市に提出・懇談し、宮城県・仙台市より文書にて回答をいただきました。「介護保険改正後の緊急アンケート」実施(介護ネット参加団体対象)し、仙台市・宮城県の介護保険課と懇談、続いて宮城県議会議員 7 人と懇談しました。仙台市議会議員全員に、アンケート結果を送付しました。

- ⑥ 「情報紙」を 1~6 号発行しました。

### (2)2006 年度決算報告から

一般会計と「情報の公表」調査事業合計の 06 年度収支決算は、収入合計が 22,995 千円、支出合計 20,242 千円、当期収支差額は 2,752 千円でした。

### (3)2007 年度事業計画から

高齢化に対応するための介護保険制度への期待や役割が高まっているなか、07 年度特に重点とする事業は次の項目です。

- ① サービスの質向上研修会の開催、事業所として必要なマニュアルを順次作成していきます。
- ② 「介護サービス情報の公表」調査事業は通所リハビリ・訪問リハビリを追加し 8 サービスに。
- ③ 「介護ネットみやぎ評価事業検討委員会」を立ち上げ介護サービスの第三者評価に関する社会的システムの実現をめざすため調査研究を行ないます。
- ④ 成年後見制度・まもり一歩を生かす情報の提供と「市民後見人」について研究します。
- ⑤ ホームページを充実させます。

- (4)小澤義春さん(こーぷ福祉会専務理事)を理事に選任(補充)しました。

## ● 2007年度実務担当者第2回拡大学習会報告

2007年度第2回実務担当者会議と同時開催で、実務担当者第2回拡大学習会が2007年6月21日(木)13時から14時35分まで、フォレスト仙台5F501号室にて開催されました。演題は「感染症・食中毒予防および感染予防の理解」、講師は(財)宮城厚生協会・坂総合病院感染制御室長で感染管理認定看護師の残間由美子さん、受講生は25人でした。

昨今話題になった麻疹が流行した原因は、現在の二十歳前後の成人が1歳前後の時3種混合予防接種の副作用騒ぎがあり接種不足だったためと思われます。このような背景から日本でも1歳と小学校前までに2回の予防接種をすることになりました。

次に、食中毒について説明があり、発生件数が多いのは6月から8月です。平成17年に一番多かった病因はカンピロバクターで、主に生肉にいる菌です。通常加熱調理で大丈夫ですが、冷蔵庫などに保管する際には、肉と他の食品を区別したほうが良いでしょう。調理器具は60度以上で数分間煮沸し、乾燥させれば菌は死にます。二番目に多かったのは、小型球形ウィルス(SRSV)＝ノロウィルスです。ノロウィルスには、アルコール消毒薬が効かないので石鹸と流水でよく手洗いをすることが必要です。吐いたものがカーペットに付着した場合、塩素系ハイターで拭き乾燥させると良いでしょう。

最後に、利用者を介護する時の感染症標準予防策について説明されました。私たちの血液、体液(汗を除く)・分泌物・排泄物、病的な皮膚(手術傷・潰瘍・熱傷)、粘膜を感染性のある物質とみなし、利用者が保有している病原体から介護者を保護することにより、利用者・介護者双方における感染の危険性を減少させる予防策です。予防対策として、適切な手洗いをすることや防護具(手袋・マスク・防水性エプロン)を着用すること、ケアに使用した器具の取り扱いなどに配慮することです。実際に、適切な手洗いの仕方のビデオを見て、手洗いの実習をして自分の手洗い不足の箇所を確認しました。

今までの生活や介護を見直す機会となり、これからの実践に役立つ充実した学習会でした。

質問に答えて

- ① 予防介護でリハビリをかねて利用者といっしょに調理をする時にどういうことに気をつければよろしいですか？

Ans.標準なことで1作業ごとに手洗いをすることです。

- ② 利用者に疥癬が見つかったのですが、どのような対応をすればよろしいですか？

Ans.疥癬は標準型と角化型(重症型)の2つのタイプがあります。今、よく効くイペルメ10クチンという薬があり2週間で良くなります。介護する時は、マスク、ぼうし、手袋をつけて利用者の下着、パジャマ、シーツ、枕カバーを毎日取り替えて掃除をしましょう。感染予防は1ケアごとに石鹸で手洗いをすることです。

## 「介護サービス情報の公表」事業所アンケートのまとめ

宮城県指定調査機関

NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ（以降介護ネットみやぎと略す）は「介護サービス情報の公表」がより良いものになることを目指しております。そこで、介護ネットみやぎが「介護サービス情報の公表」の調査をおこなった事業所に対して調査後に、以下の4項目についてご意見を記入しお送りいただくようお願いいたしました。

## アンケートの項目

- (1) 基本情報調査票の項目について
- (2) 調査情報調査票の項目について
- (3) 情報公表センター・調査機関への要望
- (4) その他（介護サービス情報の公表について、要望や意見がございましたらご自由に記入ください。

## 1、回収率について（別紙参照）

介護ネットみやぎの調査した事業所は439事業所でした。アンケートにお答えいただいた事業所は177事業所でした。回収率は40%でした。1法人の複数事業所を調査した場合、アンケートは1枚ということがあるので、過半数に近い事業所からご意見をいただいた感触を得ております。法人別の回収率として、事業所数が少ないための異常値を除くと、最高が非営利法人の44パーセント、最低が株式会社の36%となっています。

サービス種別の回収率は居宅介護支援が44%、通所介護が40%、訪問介護が37%という順になっています。

## 2、調査票の項目についての要望

	無回答	良い・特になし	意見要望あり
基本情報調査票の項目	53 (29.9%)	64 (36.2%)	60 (33.9%)
調査情報調査票の項目	29 (16.4%)	38 (21.5%)	110 (62.1%)

## ① 基本情報調査票の項目について

「無回答」「良い・特になし」あわせて66.1%になります。「意見要望」は33.9%ありますが、「項目が多い」、「記入方法の説明をもとめる」などで、特段の不都合の指摘はありません。

## ② 調査情報調査票の項目について

「無回答」「良い・特になし」あわせて37.9%、62.1%の事業所が「意見要望」を述べています。その内容は多岐にわたります。多かった意見は「重複項目が多い」、次に「項目が多い」そして、「文章が解りづらい」といった内容のものでした。

## 3、情報公表センター・調査機関への要望

介護ネットみやぎの調査員や調査方法についてのクレームはありませんでした。しかし、時間配分について2件のご意見がありました。重要な意見として、「費用が高い」「ホームページを見やすくしてほしい」「情報を印刷するときに、情報がコンパクトにおさまら、5事業所ぐらい、比較でき

る形式にして欲しい」などというものがありません。

また、「確認材料『なし』が調査当日、実際にあった時には『あり』に変更できるようにして欲しい」という事業所も複数ありました。

#### 4、その他(要望や意見)

アンケートにお答えいただいた 177 事業所のうち、107 事業所(約 60%)から多数の要望や意見の記述がありました。一番目立った意見は、「費用が高い」という意見でした。この意見は、法人別、サービス種別関係なく出されている意見です。中には、「調査料の算出根拠を示して欲しい」という意見もありました。

#### 5、「介護サービス情報の公表」をよりよいものにするために

実際に調査に伺った事業所で宮城県が県下 7ヶ所の介護保険改定の説明会において、「情報の公表」の説明をしていることを認識している事業所はほとんどありませんでした。また、シルバーサービス振興会が「情報の公表」の説明書を出していることさえ知らない事業所も見受けられました。説明不足の感が否めません。また、数多くの事業所を抱える法人と、単独事業所の法人との理解力・情報力の格差は大きなものがあると感じました。「介護サービス情報の公表」をよりよいものにするために、早急に改善すべき点があると強く思っております。

- (1) 「情報の公表」のホームページの掲載方法は、情報を求める人にとって大変使いづらいものです。早急な改善をもとめます。「県の実地指導の中で確認し、WAMNET等、現存するデータベースに載せれば事業者への負担も少なく公表できるのではないか」「使えるシステムを作る義務を負っていることを自覚して欲しい」等の厳しい意見があります。事業所・公表センター・調査機関が多くエネルギーとコストをかけた情報です。すべての介護サービス利用者やその家族がこの情報を活用できる方法の再検討―「情報の公表」のホームページの掲載ソフトの改善―を国に対して要望すべきだと考えています。
- (2) 「情報の公表」実施 2 年目は、調査の均質性を確保することがより重要になってきます。宮城県がよりかかわりを深め、まず、調査項目の解釈の仕方について県のホームページ上に Q&A を作成し、事業所の共通理解を促進することが最も重要だと考えています。多かった意見は「重複項目が多い」というものですが、調査項目の意味を理解していれば、このような意見にはなりません。事業所が「情報の公表」の内容・意義について理解を深めていただくことが急務です。
- (3) 手数料金額についてです。全国の「情報の公表」の 1 事業所の金額の平均は 5.3 万円です。宮城県は 1 事業所 5 万円と平均以下です。しかし、年間事業高 100 万円以上事業高規模に関係なく一律の料金体系ですから、小規模の事業所にとっては負担が大きいのです。介護ネットみやぎは、公表センター 1.2 万円、調査機関 3.8 万円の手数料で、1 年間調査業務を実施しました。実際に調査に係るコストは、当日の調査だけではなく、事前の準備・事後の整理、膨大な事務作業、調査員の研修に掛かる費用などで 3.8 万円が不適正なものだとは思っていません。しかし、手数料金額に関連して、なぜ事業高 100 万円以上なのか・高すぎる・負担が大きいとの意見に真摯に耳を傾け、納得のいく説明と情報開示、そして応能負担の原則で減免するなど、県の対応が必要だと考えています。

最後に、このアンケートのまとめを「情報の公表」の責任主体である宮城県に報告し、この制度をよりよいものにするために、早急なる対応を求めています。

## 「介護サービス情報の公表」制度に関する要望について（宮城県回答）

### 1 公表システム（ホームページ）の改善について

#### （要望）

すべての介護サービス利用者やその家族がこの情報を活用できる方法の再検討－「情報の公表」のホームページの掲載ソフトの改善－を国に対して要望すべきだと考えています。

#### （回答）

介護サービス情報の公表を行うためのシステムは、全国一斉に制度を施行すること、公表項目は基本的に厚生労働省令で定められていること、開発を一元化したほうが効率的であることなどから、基本となる公表システムが厚生労働省によって開発され、各都道府県に配布されています。

この公表システムに関しては、全国の都道府県から「もっと利用者が見やすい画面となるよう公表システムを改善してほしい」旨の要望が出されている状況です。

宮城県としても、必要な情報をコンパクトに表示するなど利用者が見やすい画面となるよう、今後機会をとらえて必要な要望を行っていきたいと考えております。

### 2 調査項目に関する Q&A について

#### （要望）

調査項目の解釈のしかたについて、県のホームページ上に Q&A を掲載し、事業所の共通理解を促進することが最も重要だと考えています。

#### （回答）

調査項目の解釈に関する Q&A を作成し、これを公表することは、公表する情報を作成する事業所、公表された情報を見る利用者の双方にとって有益であると考えています。

今後、これまで情報公表センターに寄せられた質問、各調査員が調査時に伺った質問等の情報を御提供いただきながら、Q&A の作成を検討したいと考えています。

### 3 手数料の見直しについて

#### （要望）

「調査がなぜ 100 万円以上なのか」「手数料が高すぎる」「負担が大きい」との意見に真摯に耳を傾け、納得のいく説明と情報開示が必要です。宮城県がこれらに対応し、「情報の公表」の手数料のあり方を検証する必要があると考えます。

#### （回答）

公表の対象事業者についてですが、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 30 の規定により、計画の基準日前の 1 年間に支払いを受けた介護報酬（利用者負担分を含む）が 100 万円以下の事業者は対象とならないこととされています。これは、指定を受けていても実際にはほとんど事業を行っていない小規模事業者を除く意味から設定されたものであり、基本的には、実際に介護サービスを提供しているすべての事業者の情報を公表しようというのが本制度の考え方となっています。

次に、手数料の金額についてですが、これは宮城県の手数料条例によって定められています。昨年 4 月の制度施行以来、全国的に「手数料の水準が高い」という声が高まっており、宮城県としても、本年度に手数料の見直しを行う予定としています。今回の見直しにおいては、昨年度の調査実績等を検証した上で、手数料の水準や手数料の設定方法について検討する予定としています。

また、手数料算定の考え方や事業の運営状況など、事業運営の透明性を高めるために必要な情報については、可能な限り公表していきたいと考えています。

## ●「情報の公表」調査員研修を開催

### 第1回調査員研修会

5月25日(金)、10時30分からフォレスト仙台5F501号室において、調査員42人の出席で開催しました。介護サービス情報の公表調査員養成研修の修了証書を授与し、調査員から承諾書を提出していただきました。情報の公表調査実務向上検討委員会(実際調査現場で起こりうる課題や、調査員研修の持ち方について検討する機関)を立ち上げ、委員長の渡辺礼子さんを紹介しました。今年度の調査は調査のばらつきがないように、全調査機関と事業所の統一見解するように「介護サービス情報の公表の調査のポイント」を配布することになり、確認をしました。「調査における各種マニュアル」と「2006年度『介護サービス情報の公表』事業所アンケートのまとめ」と「2007年度調査員研修と介護ネットみやぎのスケジュール」と「2007年度の調査項目の変更点」について説明されました。

また、情報の公表調査事業推進委員会(調査事業の適正な推進を確保する目的)の推進委員の紹介と各委員からそれぞれの経験や介護保険への思いなどを話していただきました。

#### 推進委員

蕪武昌春	介護ネットみやぎ理事	民生委員児童委員	「情報の公表」調査員
水谷英夫	介護ネットみやぎ監事	弁護士	
伊藤博義	宮城教育大学名誉教授		
関東澄子	認知症の人と家族の会宮城県支部代表		
袋 光喜	宮城県福祉サービス第三者評価調査手法研修修了者		「情報の公表」調査員
入間田範子	介護ネットみやぎ理事		「情報の公表」調査員(事務局長)

## ●「情報の公表対応講座(訪問介護)」開催

**主催：福祉NPOネットワークみやぎ(2007年事務局NPO法人グループゆう) 共催：介護ネットみやぎ**

6月27日(水)11時から17時まで、フォレスト仙台2F第7会議室において、福祉ネットみやぎから8人、介護ネットみやぎ参加団体から13人、調査員20人の合計41人の出席で開催しました。「情報の公表において介護サービス事業所として必要な帳票類およびころがまえー訪問介護ー」と題して、対人援助スキルアップ研究所所長の佐藤ちよみさんに、調査票の確認事項の書類についてくわしく説明していただきました。また、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省老人保健福祉計画課長：老計第10号平成12年3月17日)説明され、実務を行う際の参考になりました。

#### <質問に答えて>

調査票の大項目I-中項目1-小項目(1)-確認事項②の確認のための材料「利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。」の確認作業に当たっての留意点「サービス利用契約を本人以外の者が行っており、当該サービス利用契約者が、当該利用者の家族や成年後見人等であることを証明する資料(契約書等)を事業者が提示することにより確認する。」と書かれていますがどのように解釈すればよろしいですか?

**Ans.**本当に利用者の家族であるかどうかは、フェースシートや基本情報(エコマップ)などに記載があるはずなので見せていただき確認します。

## ● 2007 年度総会記念講演「市民後見人のこれから果たすべき役割」

2007 年 7 月 12 日（木）総会終了後、14 時 45 分より、同会場において、荒中（ただし）弁護士による記念講演「市民後見人のこれから果たすべき役割」が開催されました。介護ネットみやぎの正会員、個人会員、賛助会員、参加団体事業所、オブザーバーの方々 50 人の参加でした。

介護保険制度とともに、高齢者の生活や財産を守る切り札として成年後見制度が導入されました。成年後見関係申立件数はこの 6 年で約 4.4 倍と増えていますが、身内に被後見人がいることが忍びない、世の中全体が契約に馴染めないという風潮、そして後見人のなり手の不足、経済的負担なども言われています。

「高齢者の問題を、家族の中だけで抱え込むと支えきれないケースが沢山出てきます。だから、色々な人の支え、多くの人材が欲しいのです。

振り込め詐欺、悪徳リフォーム業者、災害弱者など高齢者に係るニュースが後を絶ちません。そんな時、“他人だけれど助けてあげたい”と思う、それこそが“市民後見人”としての思いなのです。

私達は、住み慣れた地域の中で一人前の生活、つまり幸せに一生を送りたいと願っています。そのためには何が必要なのかを考え、そして何を支援すれば良いのかが見えてきた人に“市民後見人”になって欲しいのです。地元のことは地元の中で解決できる、そういった町づくりが間われているのです。

では地域をどう作り変えていくか…それは、悪徳業者の入り込めない町・災害に強い町・虐待のない町です。単に生きていくだけではなく、生きがいの持てる町です。

自分ができること、町内会ができること、行政ができることの役割分担をし、私達の町は私達で作っていきましょう」と、静かな語り口の中にも熱い思いとやさしさのにじむお話に、大きな気づきをさせていただきました。

講演会（市民後見人のこれからの果たすべき役割）を拝聴して

2007. 7. 19

### ポストの数ほど市民後見人を

介護ネットみやぎ理事（民生委員児童委員） 蘓武 昌春

独り暮らしで後期高齢者の仲間入りも近い私は、住み慣れた街で心豊かに、しかも健康寿命を永らえ、講師の荒先生がお話された「一人前の生活」を如何にして送ろうかと考えています。周辺には「一人前の生活」を維持するのに苦心している独り暮らし高齢者や高齢者夫婦が徐々に増えています。

民生委員をしている関係で、日々のごみ出しや介護認定の申請、認知症の介護、生活保護の相談、時には離婚の相談なども受けることがあります。

誰しも加齢と共に認知症や寝たきりへの恐怖や不安を感じます。親しい友人も徐々にあの世へ旅立ち、生き甲斐や預金もなくなり、心と体の健康が蝕まれてくると住み慣れた地域での「一人前の生活」を維持することが難しくなるでしょう。

そんな折、地域に気軽に相談し、後見していただける市民後見人がいたならば「一人前の生活」をより長く維持することが出来ることでしょう。

諺に「語り合えば悩みや苦しみは半減し、喜びは倍加する」とあります。残念ながら専門知識はもとより、気力・体力に衰えを感じる私は市民後見人にはなれそうにもありませんが、地域の高齢者やその家族の相談相手になり、不安や悩みを傾聴、身近の市民後見人に取り次いであげ、高齢者が心安らぐ、安全・安心の地域づくりの相談役ぐらいには是非なりたいものだと痛感しました。